

# 健康保険の改正のお知らせ（平成28年4月～）

## 標準報酬月額の上限額が引き上げられます

【現行】 上限 121万円（全47等級）

【改正後】 上限 139万円（全50等級）※3等級追加

・今回の引き上げにより標準報酬月額が改定となる方がおられる事業所様には、平成28年4月に別途当組合から通知をいたします。

※標準賞与額の年間累計の上限額についても540万円から573万円に引き上げられます。

## 傷病手当金・出産手当金の算定方法が変わります

傷病手当金・出産手当金の算定については請求期間にかかる直近の標準報酬月額を基に算出していますが、平成28年4月1日からは、支給開始日の直近12ヶ月間の標準報酬月額の平均額を基に算出することとなります。

(例) 傷病手当金の日額



【現行】（直近の標準報酬で計算）

$300,000 \div 30 = 10,000$  (円)  
 $10,000 \times 2/3 = 6,667$  (円) ※1円未満四捨五入 1日あたり6,667円

【平成28年4月1日以降】（12ヶ月の標準報酬月額の平均額で計算）

$(200,000 \times 4 + 300,000 \times 8) \div 12 \div 30 = 8,890$  (円) ※10円未満四捨五入  
 $8,890 \times 2/3 = 5,927$  (円) ※1円未満四捨五入 1日あたり5,927円

◎被保険者期間が12ヶ月未満の場合は以下のいずれか少ない方の額を基に算定します。

ア 全被保険者期間の標準報酬月額の平均額の30分の1

イ 当組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額の30分の1

## その他

一般所得者の入院時の食事代（入院時食事療養費等）が見直されます。

【現行】 1食あたり 260円  
(食材費)

【改正後】 1食あたり 360円  
(食材費+調理費)

紹介状なしで大病院を受診する場合

医療費のほかに、別途定額の負担が必要となります。

患者申出療養の創設

新しい保険外併用療養の仕組みが創設されます。

※詳しくは、当健康保険組合までお問い合わせください。

大阪鉄商健康保険組合

TEL06-6532-4373